

受診証明書

〔 予防接種健康被害認定申請用 〕

① 氏名	相模 太郎		② 性別	男	③ 生年月日	昭和〇年 〇月 〇日				
④ 現住所	神奈川県相模原市〇区〇 〇-〇									
④ 疾病名	〇〇症 ※1									
⑤ 医療を受けた日数	入院外診療実日数	4年4月分	4年5月分	年月分	年月分	年月分	年月分	年月分	年月分	年月分
	入院日数	2日	1日	※2	日	日	日	日	日	日
⑥ 患者負担額	医療費									
	※3 54,000 円									
	内 訳									
特殊医療費分	※4 0 円		医療保険等自己負担額分	54,000 円						

※3と※4の差額を記入

上記のとおり、医療を行ったことを証明します。

令和 〇年 〇月 〇日

医療機関の名称 〇〇病院  
所在地 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇  
開設者の氏名 〇〇 〇〇

診断した医師ではなく、医療機関の開設者名を記載してください

(注 意)

- この受診証明書は、厚生労働大臣への予防接種健康被害認定申請手続きのためのものです。
- ①～③の欄は、医療を受けた者の氏名、性別、生年月日及び現住所を記入してください。
- ④の欄は、疾病名を記入してください。
- ⑤の欄は、疾病について、医療を受けた日数を1か月ごとに入院実日数及び入院外診療実日数別に記入してください。
- ⑥の医療費の欄は、医療機関に支払った額を記入し、その内訳として特殊医療費分(免疫学的諸検査であって、医療保険対象外)及び医療保険等の自己負担相当額を記入してください。

記入にあたっての注意事項

- ※1 疾病名を記載してください。  
診断名(疾病名)については、疑いの段階で記載いただくことも可能です(「〇〇症の疑い」)。診断がついていない場合は、1つと限らず症状名を記載いただくことも可能です(「四肢の痺れ」、「頭痛」等)。  
薬局の場合は、医療機関(医師)に診断名を確認して記載してください。
- ※2 請求書の日数とそろえていただき、副反応に係る疾病以外(④疾病名に記載していない疾病)で受診したものは含めないでください。  
同一日に通院と入院がある場合は入院のみ1日とし、入院外には含めないでください。

※3 領収金額から保険外合計費用を引いた額を記入してください。医療保険対象外の費用は含めません。ただし、特殊医療に係る費用及び食事療養費標準負担額は給付の対象となります。

(食事療養費については、平成6年9月9日健医発第1023号「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行等について」の取扱いのとおり)

＜対象となる費用＞

- ・ 診療
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 移送

※ 健康保険等の療養に要する費用の額の算定方法の例による医療に限ります。

※4 特殊医療とは、免疫学的諸検査であって医療保険対象外の医療をいいます。対象となる検査とその上限額は次のとおりです。

種類	具体的な内容	上限額
リンパ球(T細胞及びB細胞)サブポピュレーション測定	免疫担当細胞であるT細胞及びB細胞を分離同定するための検査であって、Eロゼットの検査、表面免疫グロブリンの検査及びEACロゼットの検査が含まれる。	10,000円
リンパ球機能検査	細胞性免疫に関与するリンパ球の刺激物質に対する反応性を測定するため検査である。	
リンパ球培養試験	リンパ球の幼若化を起こす物質を添加して培養を行い、リンパ球の機能障害を調べるものであってPHA (Phytohemagglutinin)、PWM (Poke weed mitogen) 及びLPS (Lipopolysaccharide) に対する反応が含まれる。	10,000円
マクロファージ遊走阻止試験	感作されたリンパ球が抗原物質の存在下で産生するマクロファージ遊走阻止因子の測定によって細胞性免疫を検査するものである。	10,000円
免疫学的唾液検査	唾液について免疫に関与する因子(特に分泌型IgA)の検査を行うものであり蛋白分画測定、免疫電気泳動検査及び免疫グロブリン測定が含まれる。	10,000円
免疫学的血清検査	体液性免疫に関与する抗体及び補体を産生する細胞の検査である。	
抗A、抗Bその他の既存抗体の抗体価測定及び活動免疫能試験	既存抗体の検出及び抗原刺激による抗体価の測定によって抗体産生能の障害を調べるものであり、既存抗体として同種血球凝集素価(抗A及び抗B抗体)の測定及びフラゼリンポリマー等の負荷による活動免疫能の検査が含まれる。	15,000円
補体成分測定	免疫反応を強化する各種補体成分C1～C9の定量が含まれる。	25,000円
免疫学的白血球検査	生体の免疫機構において抗原情報の取込みに関与する白血球の機能を調べる検査であって白血球の抗原への遊走能(Chemotaxis Random mobility) 貪食能(Phagocytosis)、細胞内殺菌能及びNBT還元検査が含まれる。	15,000円

- ・ 予防接種法施行令第十条第一項の医療に要した費用の額の算定方法(昭和52年04月28日厚生省告示第103号)
- ・ 予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について(昭和52年04月28日衛発第392号)
- ・ 予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について(昭和52年04月28日衛情第14号)